○文部科学省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年二月十八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
益富家住宅恵美寿神社	木造平屋建、銅板葺、建築面積三・五平方メートル、覆屋建築面積三・六平方メートル付	平成十六年文部科学省告示第百六十二号	長崎県北松浦郡生月町壱部浦一八二―一

○文部科学省告示第九十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年二月二十二日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
旧富岡敬明家住宅	木造二階建、瓦葺、建築面積二六四平方メートル	平成十二年文部省告示第八十九号	山梨県甲府市善光寺町三一三五

○文部科学省告示第九十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年三月一日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
旧伊勢屋質店見世	木造二階建、瓦葺、建築面積六三平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	東京都文京区本郷五―九―四
旧伊勢屋質店土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二二平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	東京都文京区本郷五―九―四
旧伊勢屋質店座敷棟	木造平屋建、瓦葺、建築面積二五平方メートル	平成十五年文部科学省告示第二十六号	東京都文京区本郷五―九―四

○文部科学省告示第九十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年五月三十日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
松井家住宅主屋	木造平屋一部二階地下一階建、瓦葺、建築面積二一七平方メートル	平成二十年文部科学省告示第百二十号	愛媛県大洲市柚木字尾坂三一七
松井家住宅石垣	石造、延長四一メートル	平成二十年文部科学省告示第百二十号	愛媛県大洲市柚木字尾坂三一七

○文部科学省告示第九十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十八年十月十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
倉敷館	木造二階建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一四〇平方メートル	平成十年文部省告示第百八十八号	岡山県倉敷市中央一―三〇―一

○文部科学省告示第百号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年三月十四日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
住吉神社東本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三二平方メートル	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	兵庫県加西市北条町北条一三一五
住吉神社中本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三二平方メートル	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	兵庫県加西市北条町北条一三一五
住吉神社西本殿	木造平屋建、銅板葺、建築面積三二平方メートル	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	兵庫県加西市北条町北条一三一五
住吉神社拝殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積一三五平方メートル	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	兵庫県加西市北条町北条一三一五
住吉神社玉垣	石造、延長九六メートル	平成十七年文部科学省告示第百六十五号	兵庫県加西市北条町北条一三一五

○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年三月二十一日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正